

(案)

## 覚 書

関東森林管理局 利根沼田森林管理署 (以下「甲」という。) と、  
\_\_\_\_\_  
(以下「乙」という。) と、  
\_\_\_\_\_  
(以下「丙」という。) と、  
\_\_\_\_\_  
(以下「丁」という。) は、

年 月 日付にて甲、乙間で締結した低濃度 PCB 廃棄物処理委託契約書 (以下「原契約」という) 第9条4項 業務委託料の支払方法について、甲・乙・丙・丁間で以下の通り確認したので覚書(以下「本覚書」という)を締結する。

(決済方法等)

1. 甲が乙へ支払う委託手数料は、一括して丁が受領し、丁から丙へ、丙から乙へ支払う。

(代金請求及び支払い等)

1. 丁は処理委託手数料を甲へ請求し、支払いは別途定める方法による。
2. 丙は処理委託手数料を丁へ請求し、支払いは別途定める方法による。
3. 乙は当該月末日までの処理委託手数料を丙へ請求し、丙は「原契約」の処理業務完了の月末日起算、翌月末日までに現金を指定口座に振り込み、支払うものとする。

本覚書の成立を証する為に、本書1通作成し、甲、乙、丙、及び丁は各々記名押印のうえ甲がこれを保有し、乙、丙及び丁はこの写しを各々保有するものとする。

令和 年 月 日

群馬県沼田市鍛冶町 3923-1

甲 関東森林管理局 利根沼田森林管理署  
署長 田中 直哉

印

乙

印

丙

印

丁

印